

# 周術期等口腔機能管理の 保険算定について

令和4年3月13日(日) 社会保険部

手術等を実施する保険医療機関から

周術期等口腔機能管理の  
依頼文書がきたら……

## 施設基準や特別な手技等の要件は不要

手術等を実施する保険医療機関から  
文書にて口腔機能管理を依頼される

計画 管理計画書を作成、患者に提供

歯科治療経過  
報告書

管理 口腔機能管理をおこなう  
管理報告書を作成、患者に提供

## 周術期等口腔機能管理の対象

手術等を実施する保険医療機関から  
文書にて口腔機能管理を依頼

がん等に係る全身麻酔による手術または放射線治療、  
化学療法若しくは緩和ケアを実施する患者

術前の管理計画策定が困難である脳血管疾患等の手術を  
実施した患者で、術後の誤嚥性肺炎のリスクが高い患者や  
低栄養状態等の患者について、術後、早期に口腔機能管理  
を開始した場合

患者さんからの問診のみでは不可

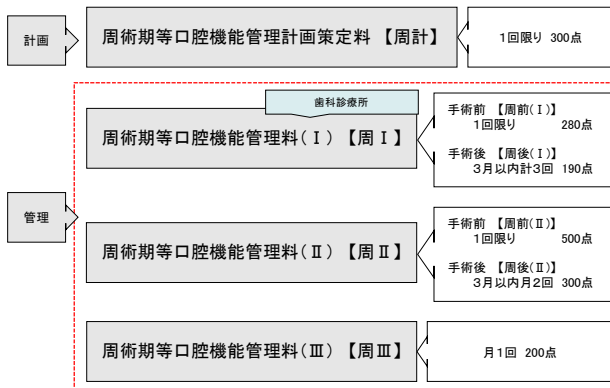
## 周術期等口腔機能管理の病名

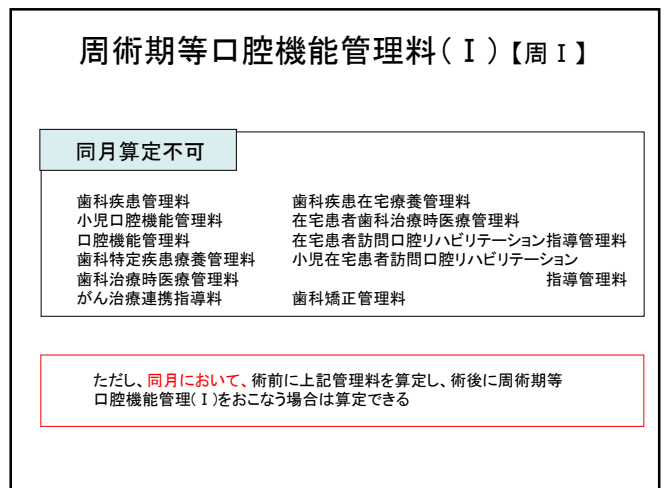
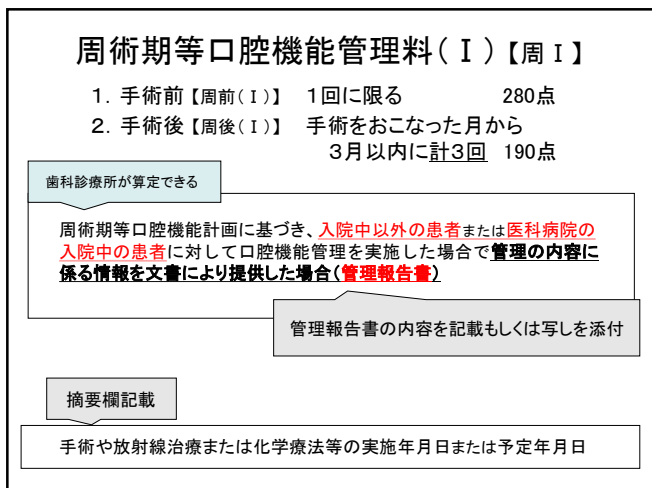
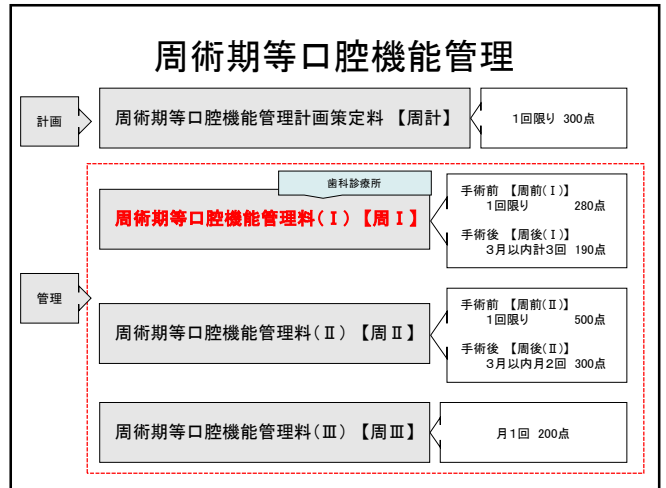
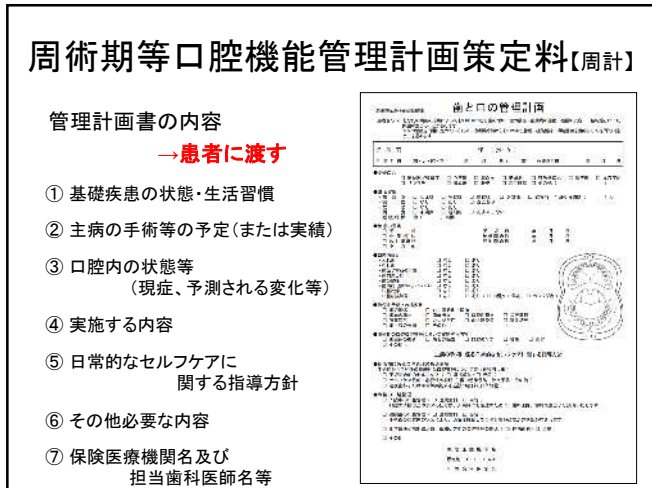
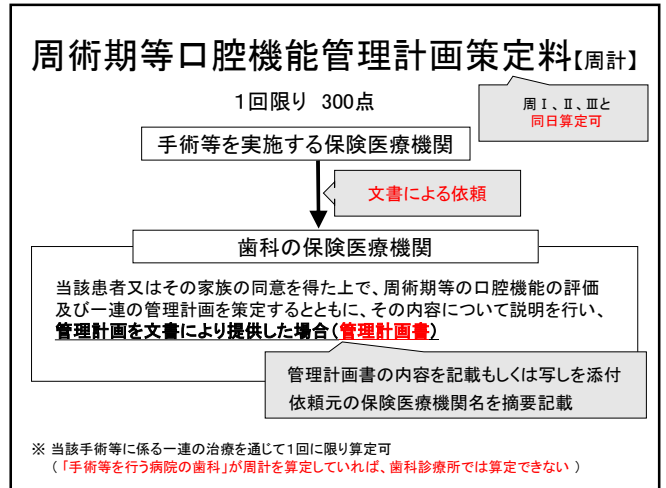
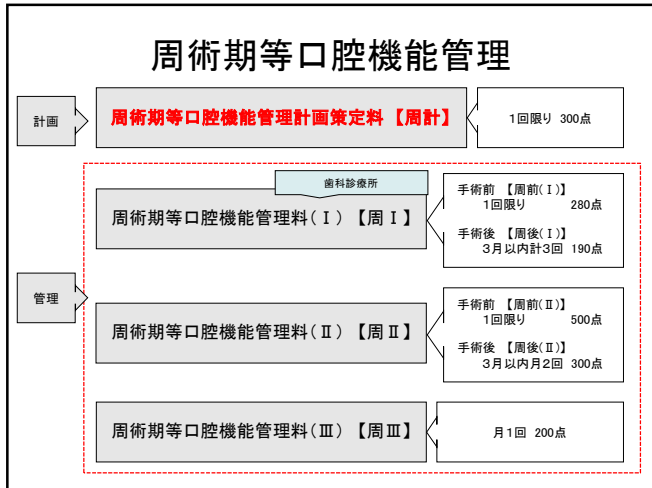
P病名やC病名がなくても問題ない

周術期口腔機能管理中  
(または 術後合併症)

併行して通常の歯周治療や補綴治療をおこなっても良い

## 周術期等口腔機能管理





## 周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)【周Ⅰ】

### 該当する手術例

- ① 頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術
- ② 臓器移植手術
- ③ 心臓血管外科手術
- ④ 脳血管外科手術
- ⑤ 人工股関節置換術等の人工関節置換術
- ⑥ 造血幹細胞移植の手術
- ⑦ 口腔内に感染源となり得る病巣がある患者、口腔衛生状態が不良である患者、肺炎の既往がある患者又は低栄養の患者等、術後合併症(術後肺炎等)のリスクが高いと考えられる患者に対して実施される手術

## 周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)【周Ⅰ】

### 管理報告書の内容

→患者に渡す

- ① 口腔内の状態の評価
- ② 実施の内容、指導内容
- ③ その他の内容

※ 周Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの管理報告書の内容は同じ



## 歯科治療経過報告書

手術前に周術期等口腔機能管理料を算定する場合、依頼元の医科の病院に対して歯科治療経過報告書にて報告する

→依頼元の医療機関に返信する

※急ぎの場合はFaxなどでの返信も可能  
※文書は必ず必要なので後日文書を返信



依頼が来て、まず歯科診療所の先生方がすること！

- ① 依頼された月の併算定不可の医学管理料の算定を確認する(主に歯科疾患管理料とします。)

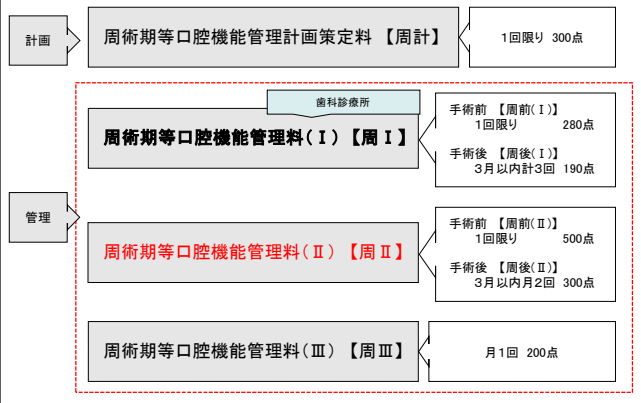
- ② 周術期等口腔機能管理計画策定料【周計】  
周術期等口腔機能管理料【周Ⅰ】  
歯科治療経過報告書

この3枚の文書を【周計】、【周Ⅰ】は患者に、歯科治療経過報告書は依頼元の医療機関に返信する！

これを医科での手術が始まる前になるべく早く行ってください！

【周Ⅱ】、【周Ⅲ】もこれに準じます。

## 周術期等口腔機能管理



## 周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)【周Ⅱ】

1. 手術前【周前(Ⅱ)】 1回に限る 500点
2. 手術後【周後(Ⅱ)】 手術をおこなった月から3月以内に月2回 300点

歯科診療所では算定できない

周術期等口腔機能管理計画に基づき、医科歯科併設病院・歯科病院の入院中の患者に対して病院に所属する歯科医師が口腔機能管理を実施した場合で管理の内容に係る情報を文書により提供した場合(管理報告書)

管理報告書の内容を記載もしくは写しを添付

摘要欄記載

手術や放射線治療または化学療法等の実施年月日または予定年月日

## 周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)【周Ⅱ】

【周Ⅰ】と同じ

同月算定不可

歯科疾患管理料	歯科疾患在宅療養管理料
小児口腔機能管理料	在宅患者歯科治療時医療管理料
口腔機能管理料	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
歯科特定疾患療養管理料	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
歯科治療時医療管理料	がん治療連携指導料
がん治療連携指導料	歯科矯正管理料

ただし、同月において、術前に上記管理料を算定し、術後に周術期等口腔機能管理(Ⅱ)をおこなう場合は算定できる

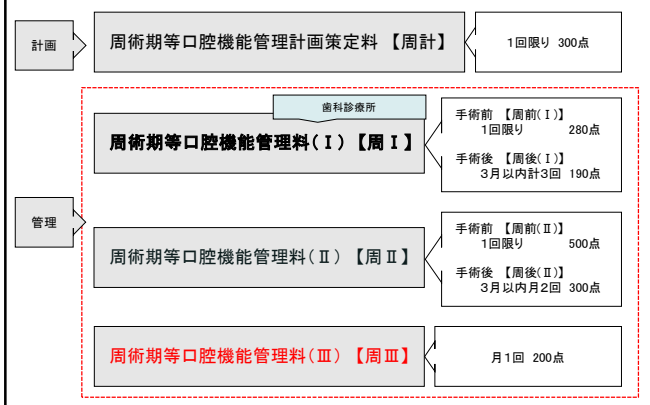
## 周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)【周Ⅱ】

【周Ⅰ】と同じ

該当する手術例

- ① 頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術
- ② 臓器移植手術
- ③ 心臓血管外科手術
- ④ 脳血管外科手術
- ⑤ 人工股関節置換術等の人工関節置換術
- ⑥ 造血幹細胞移植の手術
- ⑦ 口腔内に感染源となり得る病巣がある患者、口腔衛生状態が不良である患者、肺炎の既往がある患者又は低栄養の患者等、術後合併症(術後肺炎等)のリスクが高いと考えられる患者に対して実施される手術

## 周術期等口腔機能管理



## 周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)【周Ⅲ】

周計を算定した月から月1回 200点

周術期等口腔機能管理に基づき、放射線治療または化学療法、緩和ケアの期間中の患者に対して口腔機能管理を実施した場合で管理の内容に係る情報を文書により3月に1回以上提供した場合(管理報告書)

管理報告書の内容を記載もしくは写しを添付

摘要欄記載

手術や放射線治療または化学療法等の実施年月日または予定年月日緩和ケアを実施する患者に対しては、その旨を記載

## 周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)【周Ⅲ】

【周Ⅰ】と同じ

同月算定不可

歯科疾患管理料	歯科疾患在宅療養管理料
小児口腔機能管理料	在宅患者歯科治療時医療管理料
口腔機能管理料	在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
歯科特定疾患療養管理料	小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
歯科治療時医療管理料	がん治療連携指導料
がん治療連携指導料	歯科矯正管理料

## 周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)【周Ⅲ】

【周Ⅰ】と同じ

該当する手術例

- ① 頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術
- ② 臓器移植手術
- ③ 心臓血管外科手術
- ④ 脳血管外科手術
- ⑤ 人工股関節置換術等の人工関節置換術
- ⑥ 造血幹細胞移植の手術
- ⑦ 口腔内に感染源となり得る病巣がある患者、口腔衛生状態が不良である患者、肺炎の既往がある患者又は低栄養の患者等、術後合併症(術後肺炎等)のリスクが高いと考えられる患者に対して実施される手術

### ※注意が必要なケース①

歯科診療科のある入院先の病院が周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)を算定した場合は、  
 歯科診療所が、訪問診療を行い口腔機能等管理を実施しても、  
 周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)の同月算定はできない

歯科診療科のある入院先の病院に訪問診療する場合は、確認する必要あり

### ※注意が必要なケース②

※ 脳血管外科手術等において

手術後1月以内に口腔機能管理の依頼を受けた場合

周術期等口腔機能管理計画策定料及び周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)、(Ⅱ)を算定できる

その場合において、1回目の周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)又は周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)は、「2手術後」により算定

※「1手術前」は算定不可

摘要欄記載

脳卒中等の術後早期に口腔機能管理の依頼

### ※注意が必要なケース③

がん等に係る手術を実施する患者について、一連の治療において手術前に放射線治療または化学療法を実施する場合

周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)

同月算定可  
(同日は不可)

周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)の「1手術前」  
 または 周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)の「1手術前」

### 周術期等専門的口腔衛生処置【術口衛】

専門的口腔清掃を行った場合、一口腔につき

1. 周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】 92点
2. 周術期等専門的口腔衛生処置2【術口衛2】 100点

同日算定不可

※同月は可

(令和4年4月からは「術口衛1 100点」「術口衛2 110点」)

同月算定不可

在宅等療養患者専門的口腔衛生処置  
 機械的歯面清掃処置  
 非経口摂取患者口腔粘膜処置

ただし、機械的歯面清掃処置を算定した日の属する月で周術期等口腔機能管理を必要とする手術を実施した日以降に周術期等専門的口腔衛生処置を実施した場合は同月算定可

「歯科衛生実地指導料」「訪問歯科衛生指導料」と併算定可

### 周術期等専門的口腔衛生処置1【術口衛1】

歯科医師の指示を受けた 歯科衛生士 が専門的口腔清掃を行った場合  
 1口腔 1回につき92点 (令和4年4月からは 100点)

- ① 入院中の患者に対して周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)または(Ⅱ)を算定した日の属する月において、術前1回、術後1回に限り算定

摘要欄記載: 手術をおこなった年月日または予定年月日と手術名

- ② 周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した患者に対して、算定した日の属する月において月2回に限り算定

※ 歯科衛生士名をカルテ記載する(歯科衛生士は業務記録を作成) 歯科衛生実地指導料、訪問歯科衛生指導料と併算定可

### 周術期等専門的口腔衛生処置2【術口衛2】

歯科医師 または指示を受けた 歯科衛生士 が専門的口腔清掃を行った場合  
 1口腔 1回に限り100点 病名: 口腔粘膜炎症  
 (令和4年4月からは 110点)

周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)を算定した患者に対して、放射線治療または化学療法の副作用として生じた口腔粘膜炎症に対して、専門的な口腔清掃及び口腔粘膜保護材(エビシル口腔用液 766点)を使用して疼痛緩和を行った場合に算定 ※口腔粘膜保護材に係る特定保険医療材料は別に算定可

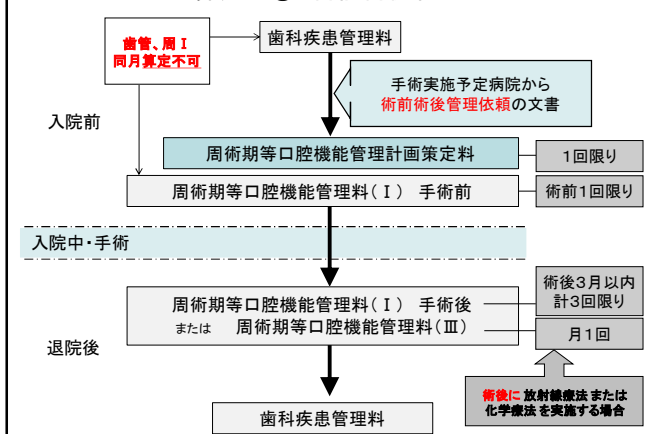
歯科医師は口腔内の状態(口腔衛生の状況、口腔粘膜の状態等)及び治療内容等(歯科衛生士が行う場合は、歯科衛生士に指示した内容及び歯科衛生士の氏名)を診療録に記載  
 なお、当該処置を行った歯科衛生士は、業務に関する記録を作成する。

一連の周術期等口腔機能管理において1回に限りの算定であるが、患者の状態等により、特定保険医療材料(口腔粘膜保護材)を使用する必要がある場合については、特定保険医療材料のみ算定してよい

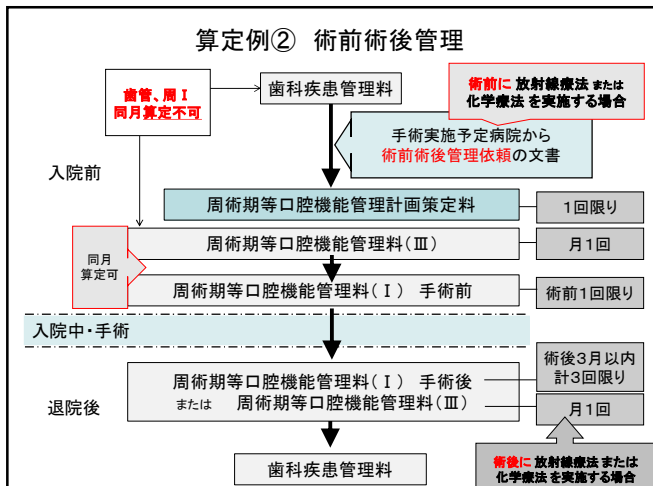
※ 摘要欄記載: 前回の術口衛2の算定年月日

現在歯科に通院中の患者について  
手術を実施する歯科のない医科病院から  
周術期口腔機能管理を依頼された場合の  
算定例

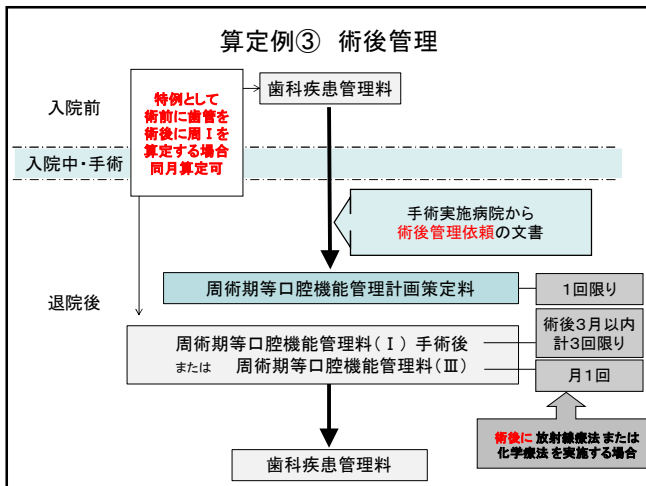
### 算定例① 術前術後管理



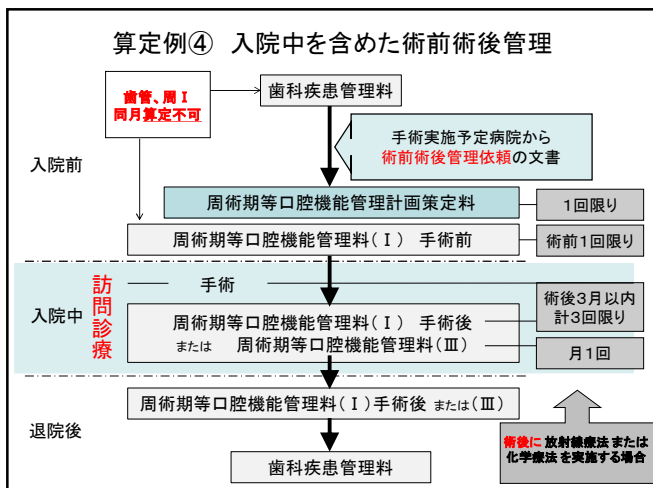
### 算定例② 術前術後管理



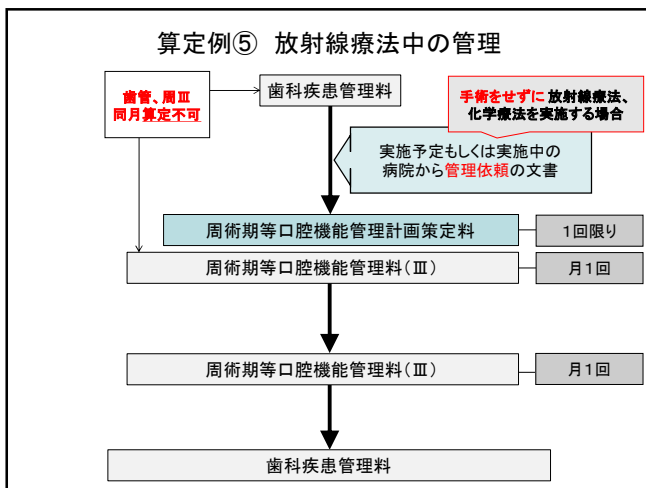
### 算定例③ 術後管理



### 算定例④ 入院中を含めた術前術後管理



### 算定例⑤ 放射線療法中の管理



気管内挿管時の歯の損傷の予防として  
口腔内装置を製作した場合の請求方法

病名

気管内挿管時の口腔内装置必要状態

算定

印象 42点 口腔内装置3 680点

摘要欄記載

ト 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置  
および  
手術の予定日および手術を行う保険医療機関名